

姫路市ホームページ広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、姫路市広告事業実施要綱（平成20年4月1日制定。以下「要綱」という。）第3条第2項並びに姫路市ホームページ広告事業実施要領（平成20年10月1日制定。以下「要領」という。）第4条及び第5条に規定する基準として定めるものであり、市ホームページへのバナー広告掲載の可否及びその他の事項についての判断は、この基準により行うものとする。

(個別の基準)

第2条 市長は、この基準に定めるもののほか、広告の内容及び広告の表現等に関する個別の基準が必要な場合は、別途基準を設けることができるものとする。

(対象範囲)

第3条 次条から第6条までに規定する基準は、バナー広告のリンク先のホームページの内容等についても対象とする。

(規制する業種及び内容)

第4条 次に掲げる内容に関する広告は掲載しないものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業及びその類似営業又は兵庫県青少年愛護条例（昭和38年兵庫県条例第17号）により規制される営業行為に関するもの
- (2) 公の選挙又は投票の事前運動に関するもの
- (3) たばこの販売、喫煙の促進に関するもの
- (4) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業に関するもの
- (5) ギャンブルに関するもの（国又は地方自治体等の公共団体が、法令に基づき運営するものを除く。）
- (6) 占い、運勢判断に関するもの
- (7) 興信、探偵に関するもの
- (8) 債権取立て、示談引受け、身元保証等に関するもの
- (9) 人材募集、人材派遣に関するもの

- (10) フランチャイズチェーンの募集に関するもの
- (11) 消費者保護の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
 - ア マルチ商法、催眠商法等の悪質商法又はそれらと類似のもの
 - イ 将来の利益を誇示するもの又は元本保証と認識されるような投資信託等の投資勧誘に関するもの
 - ウ 医薬品、医薬部外品、化粧品、健康食品などの広告で、許可の範囲を超えた効果や効能、安全性を強調するもの
 - エ エステティックサロン、美顔、痩身、脱毛、植毛、美容整形などで医療法上の診療科目以外の医療類似行為、施術、サービスに関するもの
 - オ その他内容について消費者に誤解を与える恐れのあるもの
- (12) 非科学的な根拠又は迷信に類するもの
- (13) 社会問題についての主義主張や係争中の事件に関する声明広告等に関するもの
- (14) 虚偽の内容に関するもの
- (15) 第7条第1項に掲げる各掲載位置（訪問・観光客向けトップページを除く。）において、同一の業種に関する広告が広告枠数の2分の1を超える場合の、当該業種に関するもの
- (16) その他社会通念上、掲載することが不相当と思われる業種又は内容に関するもの

（規制事業者）

第5条 次に掲げる定める事業者の広告は掲載しないものとする。

- (1) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行う者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に定める暴力団その他の反社会的団体及び特殊結社などの団体
- (3) 姫路市市税を滞納している者
- (4) 姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定）に定める指名停止の措置要件に該当する者
- (5) 行政機関からは是正命令などの不利益処分を前提とした行政指導を受け、改善を

行わない者

- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生又は会社更生法（平成14年法律第154号）若しくは会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更正手続き中の者
- (7) 個人又は法人格を持たず個人で事業を営む者（各士業法に基づく個人事業者を除く。）
- (8) その他社会通念上掲載することが不相当と思われる者
（規制表現）

第6条 次に掲げる表現を含む広告は掲載しないものとする。

- (1) 他をひぼうし、中傷し、又は排斥しようとするもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 閲覧者を惑わせ又は不安を与えるおそれのあるもの
- (3) 広告内容、広告主が明確でないもの
- (4) 広告主が国、地方公共団体その他の公共の機関と誤解を与えるおそれのあるもの又は国、地方公共団体その他の公共の機関が広告主若しくは広告内容等を推奨、保証、指定等をしているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
- (5) 事実と反して無償若しくは非営利であることを連想させ、又は公共性を過度に強調しようとするもの
- (6) 皇室関係の写真、紋章を使用したもの
- (7) 模倣、盗作とみなされるおそれのあるもの
- (8) 過度に投機、射幸心をあおるおそれのあるもの
- (9) 市のホームページの一部であると誤解を与えるおそれのあるもの
- (10) 暴力又は犯罪、わいせつ性を連想・想起させるもの
- (11) 不快感、嫌悪感を持たせるもの
- (12) 特定の者又は商品、サービスと比較し、広告内容の優位性を強調しようとするもの
- (13) 男女の性差別又は性別による固定的な役割分担若しくは固定観念を助長するおそれのあるもの（姫路市「男女平等に関する表現指針」に抵触するおそれのあるもの）

- (14) 青少年の健全育成の観点から不適当と思われる表現のもの
 - (15) 広告の主旨が明確でないもの
 - (16) 広告主又は広告主の責任の所在が明確でないもの
 - (17) 法令に基づく手続を経ずに、第三者の保有する商標、意匠、特許等を使用するもの
 - (18) 広告主以外の第三者による有料広告が掲載されているホームページへ誘導しようとするもの
- (バナー広告の規格及び掲載位置)

第7条 広告の規格及び掲載位置は、次のとおりとする。

掲載位置	広告枠数	規 格
市ホームページのトップページ下部及びキーワード検索結果画面	10個	縦60ピクセル、 横150ピクセル
「世界遺産・姫路城」特集ページ	10個	
「防災・くらし・手続き」特集ページ	5個	
「子育て・教育」特集ページ	5個	
「健康・医療・福祉」特集ページ	5個	
「観光・文化・スポーツ」特集ページ	5個	
「産業・経済・ビジネス」特集ページ	5個	
「市政情報」特集ページ	5個	
「世界遺産・姫路城」特集ページ	5個	

- 2 画像ファイルはG I F（アニメーション機能は不可）、J P E Gのいずれかの形式で、容量が10KB以下であること。
- 3 画像に用いる色及び形、文字については、日本工業規格に定める基準（J I S X 8 3 4 1 - 3の5. 5及び5. 6に規定する事項）に準拠すること。
- 4 バナー画像には、画像の主たる背景色と異なる色を用いて境界線を施すこと。
- 5 画像には、次に掲げるデザインを使用してはならない。

- (1) 警告、注意などを示すアラートマーク又はダイアログの機能を模したもの
 - (2) ボタン、ラジオボタン、テキストボックス、コンボボックス、リストボックス等、ホームページ上で選択又は入力可能な部品として認識されている機能を模したもの
 - (3) 「スタートボタン」など、オペレーティングシステム又はアプリケーションソフトで汎用的に使用されている機能を模したもの
 - (4) バナー画像と市ホームページが一体化し、境界が不明確になるもの
- (優先順位)

第8条 バナー広告掲載の優先順位は、次のとおりとする。

種別（備考）	各掲載位置における優先順位		
	市トップページ・右欄以外の特集ページ	「世界遺産・姫路城」 「観光・文化・スポーツ」 特集ページ	「産業・経済・ビジネス」 特集ページ
国、政府関係機関、地方公共団体などの公法人又は独立行政法人（独立地方行政法人を含む。）	1位	2位	2位
特許又は主務官庁の許可若しくは認可により設立された法人であって公益性の高い事業を行う者（宗教法人を除く。）	2位	3位	3位
営利法人であって、市内において公益性の高い事業を営む者又は地域社会への貢献活動を行う者（当該事業・活動に関するものに限る。）	3位	3位	2位
営利法人であって、市内に本店	5位	4位	1位

又は支店を有する者			
市内において、地域経済の発展に資する活動を行う団体又は地域経済の発展に資する広告内容	3位	4位	4位
市の行う公共事業（土地収用法第3条に規定する事業に限る。）を請け負っている者（広告に当該公共事業のPRを含めるものに限る。）	3位	4位	4位
地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する福祉施設・団体等	2位	3位	2位
観光、レジャー、レクリエーション、宿泊施設を営む者又は観光イベントを営む者（当該施設等の案内に限る。）	6位	1位	5位
各士業法に基づく法人	7位	5位	5位
その他	8位	6位	6位

附 則

この基準は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。